旧笹川家住宅保存活用計画策定支援 業務委託

平成 27 年度調査の概要

平成 27 年 10 月 27 日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

目 次

1	調査の目的と対象範囲								
		査の目的 査の対象範囲							
2	調査の	の概要	2						
	1. 図	面作成	2						
	2. 保1	2							
	2-1	計画の概要	2						
	2-2	保存管理計画	4						
	2-3	環境保全計画	10						
	2-4	防災計画	13						
	2-5	活用計画	14						
3	調査の	Dスケジュール	15						

1 調査の目的と対象範囲

1. 調査の目的

本調査は、重要文化財(建造物)旧笹川家住宅表座敷及び台所ほか10棟、宅地及び墳墓地 (14,252.24 ㎡)の保存活用計画を策定するために行う基礎調査である。保存活用計画の策定 は「重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針」によるものであり、旧笹川家住宅保存活用計画策定については、標記重要文化財建造物の保存状況や保護の現状と課題を整理し、保護の方針を定める。また、保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画を策定し、それぞれにおいて課題の抽出と今後の方針を定めることを目的とする。

保存活用計画の策定は平成 27 年度と平成 28 年度の 2 ヵ年で実施するものであるが、平成 27 年度の本調査は、平成 28 年度の保存活用計画の策定に先立って基礎調査を行い、課題の抽出を行うことを目的とする。

2. 調査の対象範囲

本調査では下図のような重要文化財の指定範囲を対象とするものであるが、活用計画の検討に当っては、下図のような曽我・平澤記念館他を含めた範囲を調査検討範囲として検討する。



: 旧笹川家住宅保存活用計画対象範囲 (重要文化財指定範囲)

2 調査の概要

保存活用計画の策定にあたっては、敷地及び建築物の現状を把握するために、敷地の測量と各建物の実測を行い、敷地配置図と平面図を作成する。また、保存管理計画、環境保全計画、活用計画の策定にそれぞれ必要な調査を行い現状の課題を抽出する。なお、活用計画については、隣接する曽我・平澤記念館や空地との一体的な活用も視野にいれて調査を行う。

1. 図面作成

現地踏査を行い各建物(計14棟)の平面図と敷地配置図を作成する。

平面図は、縮尺 1/50 とし既存図面を基に現在の建物を調査し、CAD を使用して作図する。また、敷地配置図は4級基準測量で行い、縮尺 1/500 程度の図面を作成する。

• 平面図作成対象建物

表座敷及び台所、居室部、表門(附塀2棟含む)、文庫、雑蔵、奥土蔵、米蔵、飯米蔵、三戸前口土蔵、井戸小屋、外便所、裏門、板塀、庭塀

2. 保存活用計画策定の調査

2-1 計画の概要

(1) 文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」に基づく計画構成 文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」による計画の概要の計画構成 は以下のとおりである。

第〇章 計画の概要

- 1. 計画の作成
- (1)計画作成年月日
- (2)計画作成者
- 2. 文化財の名称等
- (1) 重要文化財(建造物)の名称
- (2) 建造物の構造及び形式
- (3) 所有者等の氏名及び住所
- 3. 文化財の概要
- (1) 文化財の構成
- (2) 文化財の概要
- (3) 文化財の価値
- 4. 文化財保護の経緯
- (1) 保存事業履歴
- (2)活用履歴
- 5. 保護の現状と課題
- (1)保存の現状と課題
- (2)活用の現状と課題
- 6. 計画の概要
- (1)計画区域
- (2)計画の目的
- (3)基本方針
- (4)計画の概要

(2) 個別調査

(1)の計画構成を踏まえ、計画の概要にかかわる本年度の個別調査は以下のとおりである。

1)修理履歴調査

過去の修理履歴を行政資料、修理報告書から収集し、修理内容を下記の分類に基づき建 物別に整理する。

1. 修理履歴の概要

- ※時系列順に主な修理事業を整理する。
 - ⇒旧味方村時代の主な修理概要は、既存文献を元に、主な修理内容とその理由等を整理する。
 - ⇒新潟市移管以降の時代の主な修理概要は個別建造物修理履歴を元に整理する。
- ※修理履歴総括概要表を作成する。
 - ⇒個別建造物修理履歴を元に整理する。

2. 個別建造物の修理履歴

⇒個別建造物修理履歴大規模な修理は修理報告書、その他の修理は行政資料を元に整理する。

例:(1)表門

			,
修理年度	修理概要	(※)	修理内容(修理した部分・部位、修理内容、部位の設
	修理分類	修理理由	定基準との対応(素材、形状、工法等))
昭和 34 年	小修理		
(1959年)	(屋根葺替)		
昭和 36 年	大修理	巛宇復口	
(1961年)	(解体修理)	災害復旧	
昭和 39 年	小修理	巛宝復口	
(1964年)	(部分修理)	災害復旧	
昭和 50 年	小修理		
(1975 年)	(屋根葺替)		
昭和 54 年	小修理		
(1979 年)	(部分修理)		
昭和 62 年	小修理		
(1987年)	(屋根替部分)		
平成3年	小修理	災害復旧	
(1991年)	(部分修理)	火금復旧	
平成 21 年	小修理	_	
(2009年)	(屋根替部分		
(2009 4)	部分修理)		

※1:修理内容分類案

- ○修理分類:①大修理(全解体修理、半解体修理)、②小修理(屋根替え、部分修理など)
- ○修理理由:①災害復旧(自然災害等に起因する修理・部材の交換)、②腐朽等(蟻害・虫害・腐朽等に伴う修理・部材の交換)、③経年劣化等に伴う定期的な修理・部材の交換
- ※2:部分(屋根、壁面外観(各面毎)、各部屋が単位)
 - ○保存部分:主に基準1、2の部位で構成
 - ⇒壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見される範囲は原則として保存部分
 - ⇒保全部分又はその他部分:改造により現状が失われている。全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び 補強のために改変が許される部分
 - ○保全部分:主に基準3、又は4の部位で構成(維持及び保全するべき部分)
 - ○その他部分:主に基準4、又は5の部位で構成(活用又は安全のため改変が許される部分)
- ※3:部位(室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、軒飾り等が単位で、目視調査・簡単な調査で明らかな範囲)
 - ○基準1:材料自体の保存を行う部位
 - ○基準2:材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位(保存部分で定期的材料更新が必要)
 - ○基準3:主たる形状及び色彩を保存する部位(保存部分で活用・補強のため変更が必要、保全部分で保存部分との調和が求められる部位)
 - ○基準4: 意匠の配慮が必要な部位(保全部分で活用・補強のため変更必要、その他部分で保存部分と意匠が一体)
 - ○基準5:所有者等の裁量に委ねられる部位

2) 聞き取り調査

文化財指定時の指定説明文をもとに文化財としての価値のあり方を整理し、指定後に判明した事項の有無等を関係者への聞き取りにより確認する。

3) 史料調査

行政資料をもとに収集整理する。

2-2 保存管理計画

(1) 文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」に基づく計画構成

文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」による保存管理計画の計画構成は以下のとおりである。

第〇章 保存管理計画

- 1. 保存管理の現状
- (1) 保存状況
- (2)管理状況
- 2. 保護の方針
- (1) 部分の設定と保護の方針
- (2) 部位の設定と保護の方針
- 3. 管理計画
- (1)管理体制について
 - 1) 文化財保護法等に係る事務
 - 2) 日常の維持管理、公開の業務
- (2)管理方法
- 1) 保存環境の管理
- 2) 建造物の維持管理
- 4. 修理計画
- (1) 各建造物毎の修理の必要性の判定
- (2) 当面必要な維持修理の措置
- (3) 今後の保存修理計画

(2)個別調査

(1)の計画構成を踏まえ、保存管理計画にかかわる本年度の個別調査は以下のとおりである。

1)破損調査

①破損調査の実施

重要文化財(建造物)の破損状況について目視による調査を行い、各棟毎に以下の順に 整理する。

- ○事前準備(実測調査、仕様調査、破損調査共通)
 - ・過去の修理報告書等に記載されている図面をもとに現地調査用図面を作成する。
- ○第1回破損調査(床下、小屋裏除く)
 - ・現地調査用図面等に目視調査により確認された破損箇所・内容を記録するとともに 破損箇所の記録写真を撮影する。
- ○第2回破損調査
 - ・主に床組の破損状況を確認する。
 - ※既往修理報告書に床伏図がない場合は、床伏図の作成を併せて行う。
 - ※板敷きの土蔵は一部床板をはがして調査を行う。
- ○破損調査結果のとりまとめ
 - ・主に床組の破損状況を図面と写真を用いて整理するとともに、破損箇所の修理の必要度の判定を行う。

②各建造物の修理の必要度の判定

破損調査結果をもとに、下記の視点から各建造物の修理の必要性を判定する。

【修理内容分類案】

- ○修理の度合い
 - ⇒①大修理(全解体修理、半解体修理)、②小修理(屋根替え、部分修理など)
- ○修理の理由
 - ⇒①災害復旧(自然災害等に起因する修理・部材の交換)、②腐朽等(蟻害・虫害・腐朽等に伴う修理・部材の交換)、③経年劣化等に伴う定期的な修理・部材の交換
- ○修理の必要性(緊急度合い)
 - ⇒①緊急を要する(放置すると崩壊のおそれがある、雨漏りや防犯・二次被害防止上応 急処置が必要)、②緊急を要しない

2) 仕様調査

各部位の仕様(形状(意匠)、材質、仕上げ、色彩)を目視調査により整理する。

【破損調査及び仕様調査の整理方法】

○基礎:立面図、平面図、写真と調査シートを用いて整理する。

○軸部:①棟単位で平面図、断面図(梁伏図)、写真、調査シートを用いて整理する。 ②通常望見される範囲に限定し室内は写真と調査シートを用いて整理する。

○床面: 平面図、写真と調査シートを用いて整理する。(平面図は総括図として整理)

〇外壁・壁面:写真と調査シートを用いて整理する。(外壁立面図は総括図として整理)

○建具・開口部建具:写真と調査シートを用いて整理する。

○屋根: 部分単位で、写真と調査シートを用いて整理する。(屋根伏図がある場合は活用)

○天井・小屋組:写真と調査シートを用いて整理する。

上記に追加して、天井伏図 (土間など天井がない箇所は梁伏図)を作成して整理するかどうかは要調整

○造付け家具:写真と調査シートを用いて整理する。

○軒廻り:写真と調査シートを用いて整理する。(屋根伏図がある場合は活用)

【各部位(部材)別の仕様調査記載内容イメージ】

〇基礎

材質:石、コンクリート

形状: 礎石建、布石積み 、布基礎

〇軸部

形状: 和小屋組、トラス組、柱

材質:木造(材種) 仕上げ:ペンキ塗り

色彩:

〇床面

形状:板張、たたき、畳敷き

材質:コンクリート、土間叩き、モルタル、木造

仕上げ: 色彩:

〇外壁 • 壁面

形状:下見板張り、板張、堅板張、鉄板張り、土壁 (聚楽壁)、砂壁、タイル張り

材質:木造(材種)、波板鉄板、土 仕上げ:漆喰塗り、ペンキ塗り

色彩:

〇建具 · 開口部建具

形状:木製ガラス引違窓・戸(両開窓・戸)、片開戸・片引戸、鉄製ガラス欄間窓、襖、障子

材質:木造(材種)、ガラス、鉄

仕上げ: 色彩:

〇屋根

形状: 栈瓦葺、鉄板葺

材質: 瓦、鉄板、銅板、波板鉄板

仕上げ: 色彩:

〇天井・小屋組

形状: 竿縁天井、根太天井(大引天井)、格天井

材質:木造(材種)

仕上げ: 化粧小屋裏、板張、漆喰塗り、野地板

色彩:

〇造付け家具

形状:

材質:木造(材種)

仕上げ: 色彩:

○軒廻り

形状:

材質:木造(材種)

仕上げ:

3) 保護の方針の検討

保護の方針のうち、部分、及び部位の設定の考え方は、文化庁「重要文化財(建造物) 保存活用標準計画作成要領」に即して定め、過去の修理履歴や仕様調査、文化財としての 価値を有する部分・部位を現地で確認の上、部分、及び部位の保護の方針を建造物別に定 める。

文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」に記載されている 部分・部位の設定基準の考え方

- 1. 部分(屋根、壁面外観(各面毎)、各部屋が単位)
 - ○保存部分:主に基準1、2の部位で構成
 - ⇒壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見される範囲は原則として保存部分
 - ⇒保全部分又はその他部分:改造により現状が失われている。全体としての価値を損なわない部分、管理・活用及び 補強のために改変が許される部分
 - ○保全部分: 主に基準3、又は4の部位で構成(維持及び保全するべき部分)
 - ○その他部分:主に基準4、又は5の部位で構成(活用又は安全のため改変が許される部分)
- 2. 部位(室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠、軒飾り等が単位で、目視調査・簡単な調査で明らかな範囲)
 - ○基準1:材料自体の保存を行う部位
 - ○基準2:材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位(保存部分で定期的材料更新が必要)
 - ○基準3:主たる形状及び色彩を保存する部位(保存部分で活用・補強のため変更が必要、保全部分で保存部分との調和が求められる部位)
 - ○基準4: 意匠の配慮が必要な部位(保全部分で活用・補強のため変更必要、その他部分で保存部分と意匠が一体)
 - ○基準5:所有者等の裁量に委ねられる部位

表 仕様及び破損状況調査シートの例

表門			
部分	部位	基準	現状(仕様・破損)
外部(外側)	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	外壁		
	屋根		
	その他		
外部(敷地内側)	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	外壁		
	屋根		
	その他		

表 仕様及び破損状況調査シートの例

表座敷、及び台所			
部分	部位	基準	現状(仕様)
外部(北面)	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	外壁		
	建具		
	屋根		
	その他		
外部 (東面 (正面))	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	外壁		
	建具		
	屋根		
	その他		
外部 (南面)	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	外壁		
	建具		
	屋根		
	その他		
外部(西面)	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	外壁		
	建具		
	屋根		
	その他		
1階 土間	基礎		
(〇〇部分)	軸部		
	床面		
	壁面		
	天井		
	開口部建具		
	造付け家具		
	その他		
1階 下男部屋	基礎		1.345 (1.155)
(〇〇部分)	軸部		木造(材種)
	床面		
	壁面		板張
	天井		
	開口部建具		
	造付け家具		
	その他		
1階 寄付	軸部		木造(材種)
(〇〇部分)	床面		板張
	壁面		板張
	天井		竿縁天井
	開口部建具		木製ガラス引違い戸、木製引違い戸
	造付け家具		
	その他		

4) 修理計画の検討

①当面必要な維持修理の措置

銅板葺きの屋根替え・雨漏り補修等、進行性の破損を食い止めるため、緊急性の高い修理工事を棟単位で整理する。

②今後の保存修理計画

根本的に建造物を健全な状態に戻す工事を、棟単位で整理する。

5) 管理状況調査(聞き取り調査)及び管理計画のとりまとめ

現状の管理体制及び管理方法に関する下記の項目について、地域づくり課、歴史文化課から関連資料の提供、聞き取り調査により管理の現状と課題を整理し、管理計画をとりまとめる。

【聞き取り調査】

1. 管理体制について

⇒現在の管理組織、業務分担、連絡体制と現時点での問題点・課題について

- (1) 文化財保護法等に係る事務について (歴史文化課と地域づくり課の役割分担など)
- (2) 日常の維持管理、公開の業務
 - 1) 地域づくり課(活用等に関する予算、人員の確保)
 - 2) 現地管理事務所(現地での維持管理作業、公開業務実務) 館長 1名 担当職員〇名、嘱託職員〇名

2. 管理方法

(1) 保存環境の管理について

⇒日常的な下記の維持管理作業の実施状況について

- 1)清掃・整頓に関する事項:公開・非公開区画の作業頻度、備品類の保管場所 等
- 2) 日照・通風の確保に関する事項:樹木管理頻度・箇所、窓・扉の開放、季節・天候の対応等
- 3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項:点検頻度、点検内容 等
- 4) 風水雪害に関する事項:破損頻度、破損確認後の対処状況

(2) 建造物の維持管理

→修理届出を要しない小規模な修理など管理のための行為の実施状況について

- 1) 外構及び基礎:雨水排水溝・雨水枡の補修、路面補修、基礎の亀裂補修等
- 2) 縁回り及び床下
- 3) 外壁:木部の小規模な修繕(釘打直し等)等
- 4) 内壁・天井: 内装材の補修(基準3・4相当) 等
- 5) 床及び畳: 土間の亀裂補修、床板のワックスがけ 等
- 6) **屋根及び雨樋**: 屋根瓦の部分調整、破損瓦の小規模な差替え、雨樋の補修・塗装、瓦・漆喰 の部分補修等
- 7) 建具: 襖・障子の張替え、破損ガラスの取替え、建付けの調整 等
- 8) 金具類: 戸締まり金具等の調整 等
- 9)塗り及び彩色
- 10) その他: 木部の防蟻・防虫処理、照明器具等の電気設備の取替、応急的な処置 等

2-3 環境保全計画

(1) 文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」に基づく計画構成

文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」による環境保全計画の計画構成は以下のとおりである。

第〇章 環境保全計画

- 1. 環境保全の現状と課題
- 2. 環境保全の基本方針
- 3. 区域の区分と保全方針
- (1)区域の区分
- (2) 各区域の保全方針
- 4. 建造物の区分と保護の方針
- (1) 建造物の区分
- (2) 建造物保護の方針
- 5. 防災上の課題と対策
- (1) 防災上の課題
- (2) 当面の改善措置と今後の対処方針
- (3)環境保全施設整備計画
- (4) 周辺樹木の管理

(2) 個別調査

(1)の計画構成を踏まえ、環境保全計画にかかわる本年度の個別調査は以下のとおりである。

1) 毎木調査

平成19年度に「重要文化財旧笹川家住宅庭園等環境調査」を行っており、今回の毎末調査については、本調査の生育状況調査の更新作業を行い、樹木現況リストを作成するとともに、樹木位置図を修正する。

生育状況調査の内容は以下のとおりである。

〇調査対象木

建物まわり: 概ね胸高直径3 c m以上外 周: 概ね胸高直径10 c m以上

〇調査項目

・樹種 ・樹高 ・目通り周 ・葉張 ・活力 ・樹姿 ・病虫害の有無 ・損傷等

〇調査範囲

旧笹川家住宅敷地及び曽我・平澤記念館周辺の下図A~Qの範囲



〇平成 19 年度調査での主要樹種毎の樹木数量

表 主要樹種毎の樹木数量

(単位:本・株)

		五 工文四任马	, 2, . 2,	<u>ν</u> Ξ (+μ. η, η,					
樹種	数量	樹種	数量	樹種	数量	樹種	数量		
アオキ	4	クリ	6	ソメイヨシノ	7	ヒノキ	1		
アカマツ	28	クロマツ	7	ツリバナ	1	ヒムロスギ	1		
イチイ	2	ケンポナシ	1	トウネズミモチ	8	ヒラドツツジ	2		
イチョウ	1	ケヤキ	151	トウヒ	1	フジ	2		
イヌツゲ	2	コブシ	2	トネリコ	4	ボケ	1		
ウメ	1	ゴヨウマツ	3	ナツツバキ	2	ムクノキ	47		
ウメモドキ	6	サザンカ	2	ナワシログミ	1	モチノキ	1		
ウラジロガシ	3	サツキ	2	ニガキ	9	モミ	15		
エゴノキ	2	サルスベリ	2	ニセアカシア	1	ヤツデ	3		
エノキ	30	サンショウ	1	ヌルデ	4	ヤブツバキ	86		
オニグルミ	2	シモツケ	1	ネムノキ	1	ヤマグワ	4		
カキ	14	シュロ	1	ノウゼンカヅラ	1	ヤマザクラ	1		
カクレミノ	5	シロダモ	25	ハウチワカエデ	5	ヤマモミジ	93		
カマツカ	3	シンジュ	3	ヒイラギ	1	ユズリハ	18		
キャラボク	2	スギ	186	ヒイラギモクセイ	1				
キンモクセイ	1	スダジイ	3	ヒサカキ	34	計	858		

2) 倒木危険木目視調査

毎木調査を踏まえて、建造物に被害を及ぼす可能性がある倒木危険木を抽出する。また、 必要に応じて樹木管理の専門家等に相談しその対策を検討する。

3) 工作物調査

ここでは板塀、庭塀、裏門や、周囲の堀、土塁の他、給水、排水施設及び庭の灯篭等を対象とする。これらの現状を整理し、問題点を抽出する。

4) 聞き取り調査

聞き取り調査については、以下の項目について関係者より聞き取りを行う。

- ・通年の樹木管理や樹木管理工事の履歴
- ・倒木危険木等の被害状況
- ・工作物の修理履歴
- ・堀、土塁や給排水の通年管理状況や被災状況
- ・かつての庭園の状態や使い方

2-4 防災計画

(1) 文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」に基づく計画構成

文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」による防災計画の計画構成は 以下のとおりである。

第〇章 防災計画

- 1. 防災・防犯対策
- (1) 火災時の安全性に係る課題
- (2) 防災管理計画
- (3) 防犯計画
- (4) 防災計画(防火・防犯設備)計画
- 2. 耐震対策
- (1) 耐震診断
- (2) 地震時の対処方針
- 3. 耐風対策
- (1)被害の想定
- (2) 今後の対処方針
- 4. その他の災害対策
- (1)予想される災害
- (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

(2)個別調査

(1)の計画構成を踏まえ、防災計画にかかわる本年度の個別調査は以下のとおりである。

1) 防災被害履歴調査

計画概要調査で行う史料調査をもとに、防火・防犯・耐震・耐風・耐雪等について過去の被害履歴を抽出し整理するとともに、修理履歴調査とあわせて対策の整理を行う。

2) 防災設備目視調査

現地目視調査により、以下に示す防災設備(防火・防犯設備)の設置状況の確認を行う。

- ① 火災警報設備(自動火災報知設備、非常警報設備、非常通報設備、その他)
- ② 消火設備(消火栓設備、水噴霧消火設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備、消火器、貯水槽、加圧送水設備、その他)
- ③ 避雷設備 (棟上げ導体設備、棟上突針設備、独立避雷針設備、独立架空地線設備、 その他)
- ④ 防犯設備(防犯灯、監視設備、警報設備、非常通報設備、その他)

3) 聞き取り調査

管理状況調査をもとに、現在の管理状況を把握するとともに、関係者に防犯・防災体制 (防火管理体制、消火体制、予防措置等)の聞き取りを行う。

2-5 活用計画

(1) 文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」に基づく計画構成

文化庁「重要文化財(建造物)保存活用標準計画作成要領」による活用計画の計画構成は以下のとおりである。

第〇章 活用計画

- 1. 公開その他の活用の基本方針
- 2. 公開計画
- (1) 建造物の公開計画
- (2) 関連資料等の公開計画
- 3. 活用基本計画
- (1)計画条件の整理
- (2)建築計画
- (3) 外構及び周辺整備計画
- (4) 管理・運営計画
- 4. 実施に向けての課題

(2) 個別調査

(1)の計画構成を踏まえ、活用計画にかかわる本年度の個別調査は以下のとおりである。

1) 活用現況及び活用履歴調査

活用計画の策定に当っては、旧笹川家住宅に隣接する曽我・平澤記念館や空地との一体的な活用も視野に入れた検討を行うため、活用現況及び活用履歴調査に当っては、旧笹川家住宅の公開活用の他、曽我・平澤記念館についても調査を行う。

2) 聞き取り調査

聞き取り調査については、以下の項目について関係者より聞き取りを行う。

- ①旧笹川家住宅
 - ・笹川家が住んでおられた当時の様子
 - ・旧味方村有時の公開活用等の様子
 - ・笹川邸ボランティアガイドの発足の経緯や活動の現状
 - ・大庄屋の会の発足の経緯や活動の現状
 - 地域とのかかわり
- ②曽我·平澤記念館
 - ・ 運営の状況
 - 地域とのかかわり

3)活用事例の調査

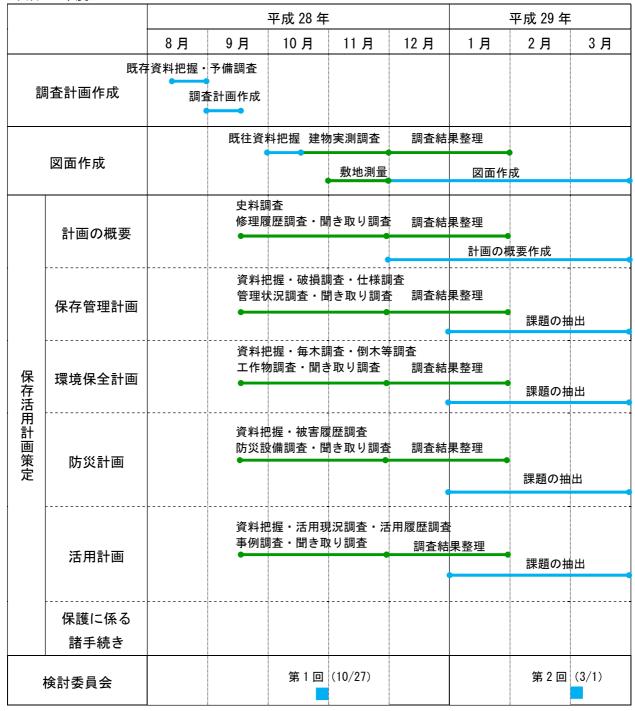
活用事例の調査に当っては、1)、2)を踏まえ、活用計画を検討するために以下の観点から参考となる事例を調査する。

- ・新潟県内の重要文化財(建造物・民家)の事例の活用の状況
- ・新潟市内の文化財(建造物・民家)の事例の活用の状況
- ・全国的な範囲で活用の参考となる文化財(建造物・民家)等の事例

3 調査のスケジュール

平成27年度調査のスケジュールは以下を予定する。また、参考に平成28年度の予定も示す。

<平成 27 年度>



<平成28年度(予定)>

	、平成 28 年度(予	~_/ /				1		1	1				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
図面作成 ◆		追加	調査										
	計画の概要				1		策定						
	保存管理計画	計	画策定	追加	調査								
				追加	調査					全			<u> </u>
保存活	環境保全計画	計	画策定							体調			刷
保存活用計画策定	防災計画 •	計	画策定							整			製
定										期			本
	活用計画	計	画策定	追加	調査					間			
	保護に係る諸			法令	整理		策定						
検討委員会				第3回							第 4		
報告書等作成						計	画書まと	め	<u> </u>	┢書像┇	E	報告書	作成